

令和5年 第12回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年10月27日午後1時30分、下記の件の議定のため令和5年 第12回 栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第10 議案第5号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第6号 非農地証明願について

1 出席委員 (24名)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1番 佐藤 勝 委員、 | 2番 山田 善太郎 委員、 |
| 3番 高橋 文彦 委員、 | 4番 菅原 昌行 委員、 |
| 5番 曾根 香代 委員、 | 6番 曾根 金雄 委員、 |
| 7番 高橋 榮一 委員、 | 8番 大沢 純香 委員、 |
| 9番 三浦 俊輔 委員、 | 10番 高橋 寛 委員、 |
| 11番 菅原 勝宏 委員、 | 12番 氏家 勝子 委員、 |
| 13番 岩渕 弘 委員、 | 14番 鈴木 和子 委員、 |
| 15番 三浦 正勝 委員、 | 16番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 17番 千田 公之 委員、 | 18番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 19番 鈴木 伸 委員、 | 20番 氏家 優一 委員、 |
| 21番 米山 嘉彦 委員、 | 22番 佐々木 進 委員、 |
| 23番 三浦 栄 会長職務代理者、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員

なし

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	千 田	昌 代
農地農政係主幹兼係長	菅 原	英 史
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長 (吉田優俊 会長)

《開会あいさつ》

それではただいまから、令和5年第12回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は24名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議場の換気をしております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、
議席番号9番 三浦 俊輔 委員、議席番号10番 高橋 寛 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。
第3区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、去る10月23日、議席番号2番 山田 善太郎 委員、議席番号13番 岩渕 弘 委員、農地利用最適化推進委員の 三浦 勇市 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 山田 善太郎 委員 から報告願います。

山田 善太郎 委員

ご報告します。去る10月23日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりですが、番号1番は、作業現場が低く耕作条件改善のための盛土及を行うもので、現地を確認しますとすでに盛土がほぼ完了しており、施工による周辺農地への影響はないものと判断しました。許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第2区の番号3番から番号4番の2案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第5、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号7番までの7案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る10月20日、議席番号6番 曾根 金雄 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 均 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 均 推進委員 から報告願います。

佐藤 均 推進委員

ご報告します。去る10月20日に3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号1番、3番から6番は、労力不足と相手方要望による所有権移転売買であり、番号2番は、営農型太陽光発電設備設置のため、番号7番は、農業後継者への経営継承となり、いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番から番号13番までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る10月23日、議席番号19番 鈴木 伸 委員、農地利用最適化推進委員の小野寺 栄悦 推進委員及び 菊地 拓弥 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号19番 鈴木 伸 委員 から報告願います。

鈴木 伸 委員

19番の鈴木です。去る10月23日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号8番から13番は、新規就農や経営規模の拡大、経営継承による贈与または賃貸借権設定であり、いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番から番号16番までの3案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号13番 岩淵 弘 委員 から報告願います。

岩淵 弘 委員

13番の岩淵です。去る10月23日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号14番から16番は、経営規模拡大による所有権移転売買で、許可にあたっては審査基準である全部効率要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、

番号1番から番号16番までの16案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、

番号1番から番号16番までの16案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 曾根 金雄 委員 から報告願います。

曾根 金雄 委員

曾根でございます。去る10月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局から説明のあったとおりで、番号1番は、申請地を転用し営農型太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもので、下部ではミョウガの作付けを行うことで今年11月まで許可を得ているものの期間更新であります。

現地を確認しますと、ミョウガの収穫を終えたばかりでコメのもみ殻が残っておりました。ミョウガの収穫も計画より120%ということで、許可にあたっては問題ないものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、
第1区の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、
番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号5番までの5案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 曾根 金雄 委員 から報告願います。

曾根 金雄 委員

ご報告します。去る10月20日に3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、太陽光発電設備設置のため所有権移転売買するものです。現地は築館警察署の真南で雑草が繁茂している休耕田でした。西側は休耕田、南側と東側は宅地であり、周辺への影響はないものと判断しました。

番号2番は、親から申請地を譲り受け一般個人住宅及び駐車場を建築造成するもので、現地は東側が東北自動車道、西側は道路を挟み元県営住宅敷地であり、周辺への影響はないものと判断しました。

番号3番は、営農型太陽光発電設備設置の一時転用案件で、下部では南天を栽培するというもので、現地は私の宅地と農地となりで同意を得るため説明を受けた経緯がございます。周辺農地への影響は特にないものと判断しました。

番号4番と5番は、申請地を借りて河川改修工事に伴う現場事務所及び通路等の建築造成を行うもので、現地を確認しますと、周辺農地への影響は特にないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員 から報告願います。

小野寺 栄悦 推進委員

小野寺です。去る10月23日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号6番は、申請地を借りて店舗及び駐車場を建築造成するもので、現地を確認しますと現店舗から300mほど西側が申請地で、南側には県立高校があり、現地は雑草が繁茂しており、周辺農地への影響は特になく許可にあたっては問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号6番までの6案件、について、原案のとおり許可することに賛成の委員
は挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号6番までの6案件、については、原案のとおり許可することに決定いたし
ました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、会議開始から1時間が経過したので、午後2時35分まで休憩といたします。

(暫時休憩：午後2時25分から2時35分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時36分)

日程第9、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。
第3区の番号1番の1案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 山田 善太郎 委員 から報告願います。

山田 善太郎 委員

ご報告します。去る10月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局から説明のとおりで、メガソーラー発電所建設工場の現場事務所及び資材置場として使用するため、令和5年12月31日までの一時転用許可期間でしたが、工事に遅れが生じ、令和7年3月31日まで期間変更する内容です。

現地を確認しますと、土砂流出防止策や周囲への安全対策など、特に問題ないものと確認してきました。

延長期間については、林地開発許可の延長期間と同じであり、こちらも問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

15番 三浦 正勝 委員。

三浦 正勝 委員

15番の三浦です。議案書では硬い岩が出現し工程に遅れが生じたという理由ですが、一時転用している部分自体にその問題が発生したという捉え方なのか伺います。

議長

事務局説明。

事務局

工事現場で硬い岩が出現し、当初工期内に工事が終わらないため林地開発期間の延長とともに現場事務所及び資材置場も一時転用期間を延長するものであり、一時転用として利用している場所そのものは問題ないものです。

議長

三浦委員よろしいですか。

三浦 正勝 委員

了解しました。

議長

他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、

第3区の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、

第3区の番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号3番までの3案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から番号5番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての、

番号1番から番号5番までの5案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、

番号1番から番号5番までの5案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 均 推進委員 から報告願います。

佐藤 均 推進委員

報告いたします。去る10月20日に先の3名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号1番と2番は、いずれも先代である父の頃から労力不足が原因で山林化や原野化し現在に至っており、いずれも農地に復元することが困難な状況で、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番から番号5番までの3案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員 から報告願います。

三浦 勇市 推進委員

三浦です。去る10月23日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号3番は、平成元年頃から住宅地の進入路として使用されている状況でした。今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号4番は、昭和51年頃に家屋を増築し宅道として利用し現在に至るもので、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号5番は、先代の父が昭和50年頃に家屋新築した際、周囲を宅地利用し現在に至るもので、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 非農地証明願についての

番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第6号 非農地証明願についての、

番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和5年 第11回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後3時02分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長 吉 田 優 俊

議事録署名委員 三 浦 俊 輔

議事録署名委員 高 橋 寛